

◎水漏れを発見したら

道路や宅内の敷地から水が湧き出ていることはありませんか？

水漏れ（漏水）を発見したらどのように対処したら良いのでしょうか・・・



【A】ご自宅の水道メーターから宅地内で漏水が確認できたら

当ホームページ上の「業務係」漏水の確認方法にもあるように、ご自宅内のすべての蛇口を閉じていただき、その後、メーター内の“パイロット（銀色の羽根車）”が回るかどうか、確認してください。回る場合は「メーター以降の漏水」となるため、お客さまにて、「飯山市指定給水装置工事事業者」へ直接連絡を取り、お客さまのご負担により漏水を修理してください。

なお、漏水は、その箇所や状況によって、上下水道料金の軽減又は減免を受けることができる場合があります。詳細については、同ホームページ業務係「係の仕事・・・」をご覧ください。

【B】水道メーターから道路等の間や宅地周辺の道路などから水が湧いていたら

上記により“パイロット”が回らない場合、「メーターまでの漏水」となるため、飯山市上下水道課水道係へお手数ですが連絡をしてください。

また、周辺の道路等から水が湧き出している場合にも水道係まで連絡をしてください。

職員が、現地を確認し、その漏水が水道による場合は、水道係にて業者へ依頼、修理を行います。修理に伴い一時的に断水となることがありますが、ご理解ご協力を併せてお願いします。

【漏水修理の範囲参考図】

